

様式第2号(第8関係)

会議の開催結果

1 会議名	平成20年度 第1回さいたま市花とみどりのまちづくり審議会
2 開催日時	平成20年7月31日(金) 14時00分から15時40分まで
3 開催場所	浦和コミュニティセンター 第13集会室
4 出席者名	【委員】 丸田 頼一、佐々木 寧、上田 理江、小野 達二、島田 由美子、半田 真理子、引間 成子、森田 博、森藤 理央子 【事務局】 松澤都市計画部長、元井都市計画部副理事、伊藤都市公園課長、奥みどり推進課長、土屋課長補佐、平野係長、貝吹係長、川田主査、宮本主事、佐久間技師、鈴木主事
5 議題及び公開・非公開の別	議題 (仮称)みどりの功労賞の創設について 公開
6 非公開の理由	
7 傍聴人の数	0人
8 審議内容	別紙 議事録のとおり
9 その他	

平成20年度

第1回さいたま市花とみどりのまちづくり審議会

議事録

日時 平成20年7月31日(木)
14時00分 から 15時40分 まで

場所 浦和コミュニティセンター 第13集会室

出席者 会長 丸田 頼一
佐々木 寧
上田 理江
小野 達二
島田 由美子
半田 真理子
引間 成子
森田 博
森藤 理央子

事務局 松澤都市計画部長・元井都市計画部副理事・伊藤都市公園課長・奥みどり推進課長・土屋課長補佐・平野係長・貝吹係長・川田主査・宮本主事・佐久間技師・鈴木主事

平成20年度第1回さいたま市花とみどりのまちづくり審議会 議事録

平成20年7月31日(木) 14:00~15:40

発言者	意見内容
【 議題 (仮称)みどりの功労賞の創設について 】	
事務局から、(仮称)みどりの功労賞の創設について、資料に基づき説明	
島田委員	申請方法や募集方法についてはどのように考えているのか。
事務局	緑化に貢献しているさまざまな活動を把握する意味でも本制度を周知して公募で行っていきたい。自薦・他薦は問わない。募集については、市報、ホームページ、パンフレット等を考えられるが、今後、表彰制度の詳細を詰めていく中で望ましい募集方法を検討していきたいと考えている。資料5の3ページに推薦書があるが、庁内各課所室が推薦することもあるということをご了承いただきたい。
小野委員	表彰の対象となる緑地の範囲には農地も含むのか。さいたま市では荒川河川敷や見沼田圃などで多くのボランティアが活動している。
事務局	都市公園、公共施設の緑地、農地などを含めて、幅広く表彰することを考えている。
丸田会長	純然たる農地は別ということによろしいでしょう。例えば、都市計画事業などそれに類するものであるとか、見沼田圃のように所管となっているものなど。常識の範囲でとらえればいいのでは。
島田委員	他市の事例の中で港区みどりの街づくり賞に準ずるものになるのかと思う。今回さいたま市が建築物緑化推進制度を創設し、これに基づいて緑地面積が増えるという期待があるが、事業者にとっては基準が厳しくなっている部分がある。この基準を超えるような緑化を行った事業者に対して表彰してもいいのでは。
事務局	本日示している表彰制度には、対象とはしていないが、今後検討していく。
半田委員	港区の賞の委員長をしているのでお話をさせていただく。港区では前々年度に完了した建築計画に伴う緑化施設で、港区みどりを守る条例等の緑化基準を満たし、緑化完了届が提出されているものという要件に加えて、周辺の景観に配慮し、優れたデザインであること、在来植物を取り入れていること、街並みとの関係など総合的な基準をもとに選んでいる。年々作品の質がよくなっている。
島田委員	表彰制度を建築物緑化推進制度と併せて考えていくのもいいと思う。建築物緑化推進制度には罰則規定を盛り込みにくいという話があったが、罰則よりもこの表彰制度でよい緑化を実施した事業者を表彰していったほうが緑化の推進につながるのでは。

発 言 者	意 見 内 容
半田委員	<p>推薦ではたくさん応募が来るときもあるが、少ない場合もある。港区では前々年度に完了した建築施設に伴う緑化施設で、緑化基準など要件を満たしている施設すべてが自動的に表彰の検討対象としてエントリーされる。また、今回の案では、内容的にダブっている項目があるので推薦するときどの表彰区分で申し込むか迷うところがある。例えば、緑地についても広い意味では「花とみどりのまちづくり」に含まれてしまう。</p>
事務局	<p>表彰制度創設後の運用面も含め検討していきたい。推薦については、個人・団体からの推薦のほか庁内所管課への照会などを考えている。今後内容を詰めていく中で推薦する方がわかりやすい表現にしていきたいと考えている。</p>
小野委員	<p>この案では、対象がかなり限られているように感じる。県のさいたま環境賞ではかなり広範囲の分野で表彰している。保全だけではなく、みどりの環境学習なども表彰してはどうか。</p>
事務局	<p>おっしゃるとおり、さいたま環境賞は範囲が広い。私どもはみどりの条例に基づく表彰を検討している。今後、環境、河川、道路部局等と調整を図りながら進めていきたい。</p>
佐々木委員	<p>今のお話と関連するが、要綱の第2条の表彰の対象の部分で「緑化団体」と規定しているが、緑化団体ではない町内会や子ども会などが緑化活動をしていても対象にならなくなってしまう。行為を表彰すべきであり、緑化団体に限るべきではないのではないか。</p>
事務局	<p>「緑化団体」という言葉は、みどりの条例から引用したものである。「事業者等」の「等」で読める部分もあるかと思うが、佐々木委員ご指摘のとおりであるため、修正する。</p>
丸田会長	<p>大事な問題である。「その他」では読めない。「市民」のほうがまだよい。「等」ではお役所言葉であり、市民には伝わらない。</p>
小野委員	<p>この表彰制度では、どういうメリットを考えているのか。</p>
事務局	<p>活動に対する表彰制度を創設し、表彰・PR していくことで、さらに緑化活動が展開されることを期待している。</p>
引間委員	<p>7月1日より建築物緑化推進制度が施行されているが、具体的に取り組もうとしている建物はあるのか。</p>
事務局	<p>問い合わせ、相談、事前協議などを合わせて、現在までに19件あり、そのうち1件を本申請で受け付けたところである。</p>

発 言 者	意 見 内 容
引問委員	その1件も表彰の対象となるのか？
事務局	表彰ではないが、助成制度を利用することにより初期設置費用の負担を軽減でき、また、併せて緑化施設整備計画認定制度を利用することにより5年間、緑化施設に係る固定資産税の軽減を受けることができる。
島田委員	税の優遇を受けたものについては表彰の対象とはならないのか？
事務局	今回の功労賞の主眼は汗を流して活動をされた方に対する表彰の意味合いが強い。さきほど半田委員からも、それだけではなく市の緑化に寄与するような施設等に対する表彰規定があったほうがよいというお話があった。この功労賞に規定を追加するという方法もあるが、市ですでに行っている別の表彰に「景観賞」というものがあり、緑化をして景観に寄与した施設等を表彰しているため、そこに含めるという方法もある。
佐々木委員	考え方は二つあって、美化コンクール、まちづくりコンクール、景観賞などのデザイン賞的なタイプの表彰と、汗かいて行った活動や寄付行為などの功労賞的なタイプの表彰があると思う。今回の功労賞については、デザイン賞的なものは別として案のとおりでいいのではないのか。
森田委員	景観賞と功労賞はまるっきり別のものにしたいと思う。
丸田会長	案の内容は固い。選定委員会の委員も役人だけである。
佐々木委員	例えば、個人の庭を花いっぱいにしてきれいにしてもこの賞はもらえない。むしろ景観賞である。それであれば、景観賞のほうを充実させていけばいいのでは。
事務局	確かに緑を守っていく保全活動によって結果として景観がよくなっていく。そういった活動が景観協力賞を受賞しているところもある。いろいろと重なる部分も多いと思うので、役割分担も含め、検討していきたいと思う。
上田委員	景観賞はどの部署が担当しているのか。
事務局	都市計画課の所管する事業である。
上田委員	農業も一部、緑化と考えられると思っているが、例えば子どもたちに芋掘りなどのやり方を教えながら、個人で活動している方たちがたくさんいるが、そういう方たちも表彰の対象となるのか。一般の人から見るとそのあたりの線引きは非常に難しい。
事務局	農業を生業としている、営利を目的としている者は対象とならないと考えているが、おっしゃられた農業を含めた環境教育、働く楽しさを伝える活動などは対象としていきたいと考えている。

発 言 者	意 見 内 容
上田委員	市報に建築物緑化推進制度の記事が載ったが、一般の人から見るととても文章が固いと感じた。何をどうすればいいのかというのが文章から読みきれないところがある。景観賞もそうだが、もっと噛み砕いて、一般の人にも読みやすい文章にしてほしい。
事務局	ご指摘のとおり、一般の方が読んでわかりやすい文章を心がけたい。
丸田会長	委員の方々よりさまざまなご意見等いただいてきたところだが、みどりの功労賞の創設を進めていくということに賛成していただけるということによろしいか。
各委員	意義なし。
報告事項（１） 指定緑地の進捗状況について	
事務局から、指定緑地の進捗状況について、資料に基づき説明	
小野委員	資料7の4ページに特別緑地保全地区の表で、小深作特別緑地保全地区の面積は多すぎるように感じるが。
事務局	この表での地積は累計となっている。小深作特別緑地保全地区単独の面積は、およそ2,000㎡になる。
小野委員	保存緑地を指定して開発から守るという趣旨は分かるが、実際は維持管理が十分ではなく、荒れているところがある。
事務局	ご指摘のとおり、かなり荒れているところがあるため、今後は保存緑地の管理について補助金を交付した方に対して、管理を義務付ける管理協定のような制度を検討している。早ければ来年度から実施することを考えている。管理がひどいと認められる場合は解除もできるということもその協定の中に盛り込み、地権者の意識改革を図っていきたいと考えている。
報告事項（２） さいたま市建築物緑化推進制度について	
事務局から、さいたま市建築物緑化推進制度について、パンフレットが完成した旨報告及び説明	
丸田会長	さいたま市ではゴーヤの緑のカーテンを積極的に進めているのか。
事務局	今年の場合では、八都県市で共通の取組みとして緑のカーテンを積極的に行っているところである。さいたま市では、八都県市から配布があったゴーヤの種を市内で希望のあった小中学校、保育園に配るとともに、窓口等で配布を行った。

発 言 者	意 見 内 容
丸田会長	新宿区では全戸に募って、600件の応募があり、苗やネットを無料で配ったそうである。また、23区の庁舎でゴーヤ、ヘチマ、キュウリなどで緑化をしている。
半田委員	福岡市では、そういった緑化に併せてどれだけ温度の低減効果があるかをモニタリングしている。このような取組みは推奨したい。
丸田会長	今年は特に暑いので緑のカーテンはとても効果がある。気温が下がるうえに、生産物も取れる。
報告事項(3) さいたま市花とみどりのまちづくり審議会運営要領の一部改正について	
事務局から、さいたま市花とみどりのまちづくり審議会運営要領の一部改正について、資料に基づき説明	
各委員	異議なし。
(15時40分 終了)	